

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に関する Q & A

1 申請するための条件は何ですか？

次のいずれも満たしていることが必要です。

- (1) 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録を行っていること
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ているとともに、計画内容について公表していること（従業員数に関わらず必要）
- (3) 従業員301人以上の企業・団体は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ているとともに、計画内容について公表していること

2 どのような審査で決まるのですか？

評価項目に基づく取組状況とオリジナルの取組を合わせて評価します。

3 オリジナルな取組とは何ですか？

ワーク・ライフ・バランス推進に向けた27項目の評価項目では評価できない部分で、独自の優れた取組、他の模範となる取組のことです。

4 評価項目に基づく取組状況は、満点を取らなければいけませんか？

そのようなことはありません。

申請時点で概ね5割、審査までに概ね7割以上、取り組まれていることが目安です。

5 年休取得率や所定外労働時間が達成できていないと認定されないのですか？

それぞれ評価対象になっていますが、他の取組を含めて総合的に評価します。ただし、所定外労働時間については、過去1年間における従業員1人あたりの月平均所定外労働時間が4.5時間未満でなければ認定されませんので、ご注意ください。

6 本社が他県にあり、岐阜県内には支店や営業所のみの会社でも認定を受けられますか？

認定を受けることができます。

全社的な制度に加え、支店や営業所のオリジナルな取組を評価します。

7 一度申請したら、取組の上乗せ（変更）はできないのですか？

上乗せ（変更）ができます。

最終報告までに、県が派遣する専門家のアドバイスを受け、「未実施→実施」、「数値の引上げ」などの改善が図られれば、評価に反映させることができます。

8 認定されない場合もありますか？

一定の基準に達しない場合は、認定されません。

企業名は公表しませんのでご安心ください。

何度もチャレンジして認定された企業もあります。